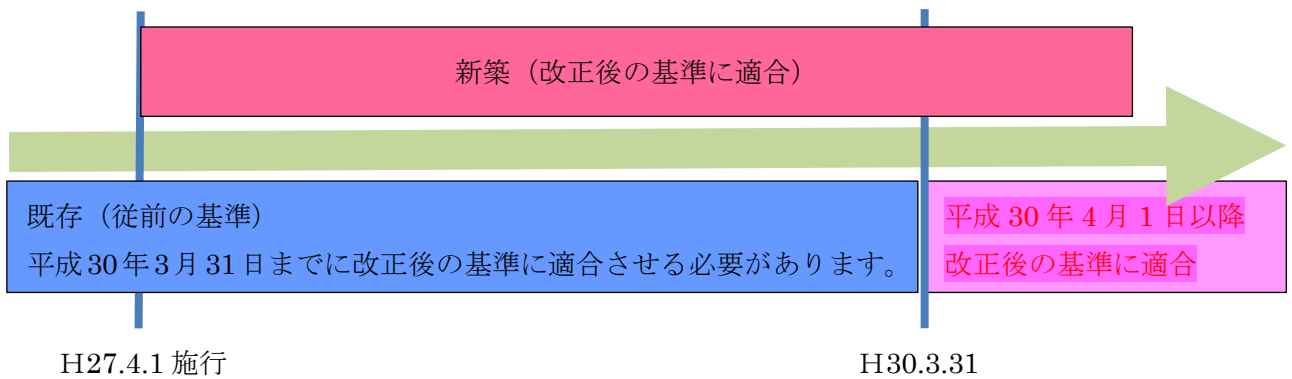


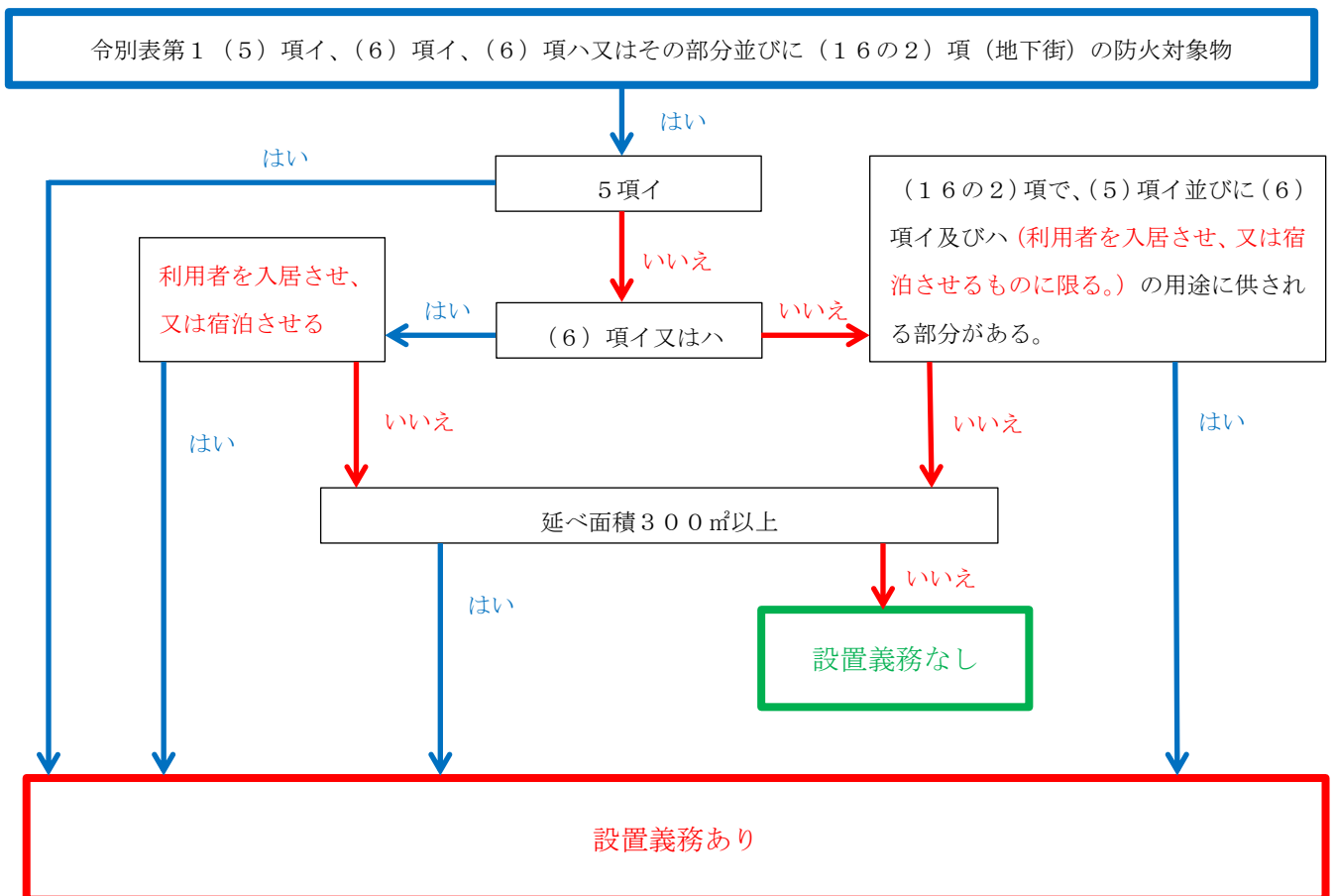
(2) 経過措置 平成30年3月31日までは、従前の例によります。



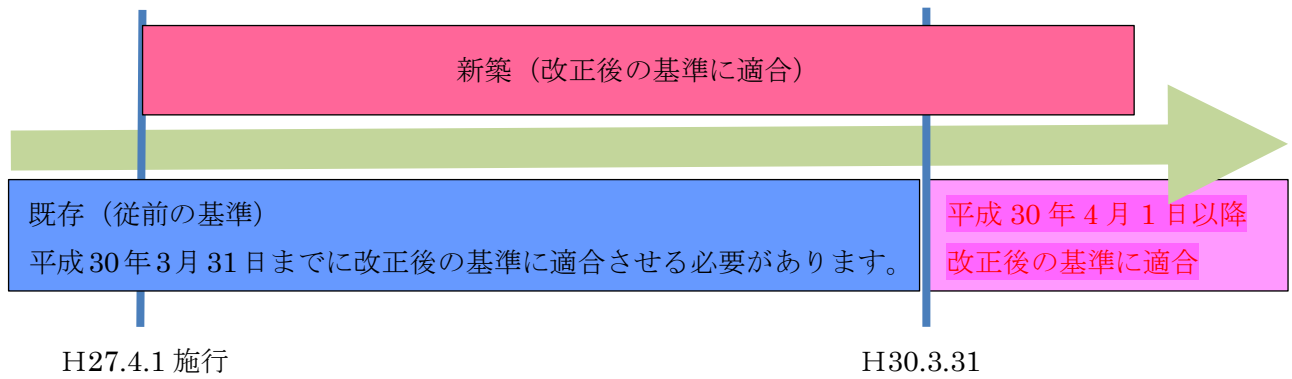
自動火災報知設備の設置基準の見直し【平成27年4月1日施行】

(1) 面積に関係なく自動火災報知設備の設置が必要な防火対象物又はその部分に次表のものが追加されました。

令別表第1	<ul style="list-style-type: none"> ・(5) 項イ（旅館・ホテル等） ・(6) 項イ（病院・診療所等）及びハ（(6) 項ロ以外の有料老人ホーム等）（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限り。） ・(16の2) 項に掲げる防火対象物の部分で（5）項イ並びに（6）項イ及びハ（利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限り。）に供されるもの。
-------	--



(2) 経過措置 平成30年3月31日までは、従前の例によります。



消防機関の検査を受けなければならない防火対象物等の見直し

【平成27年4月1日施行】

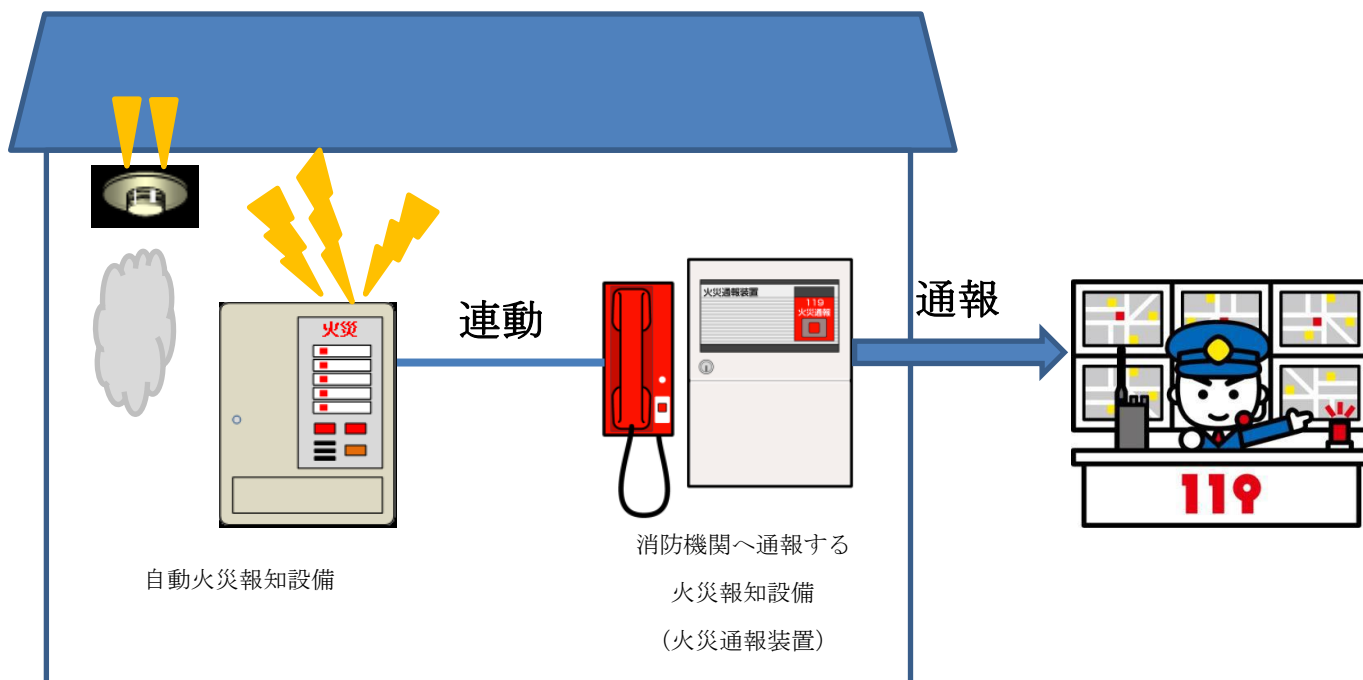
面積によらず、消防用設備等を設置した際に、消防機関の検査を受けなければならない防火対象物として、令別表第1(2)項ニ(カラオケ店等)及び(5)項イ(旅館・ホテル等)に掲げる防火対象物並びに(6)項イ(病院・診療所等)及び(6)項ハ((6)項ロ以外の有料老人ホーム等)に掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限ります。)並びにそれらの部分が存する(16)項イ、(16の2)項及び(16の3)項が追加されました。

現 行		改正内容	改正後	
面積関係なし	(6) 項ロ (16) 項イ (16の2) 項 (16の3) 項	(2) 項ニ及び(5) 項イについては、面積に関係なく消防機関による検査を受けなければならない防火対象物に変更されました。	①	(2) 項ニ (5) 項イ (6) 項ロ
			②	(6) 項イ (6) 項ハ
		(6) 項イ及び(6) 項ハで「利用者を入居させ、又は宿泊させるもの」については、面積に関係なく消防機関による検査を受けなければならない防火対象物に変更されました。	③	(16) 項イ (16の2) 項 (16の3) 項
延べ面積300㎡以上	(1) 項 (2) 項イ～ハ <u>(2) 項ニ</u> (3) 項 (4) 項 (5) 項イ <u>(6) 項イ</u> <u>(6) 項ハ</u> (6) 項ニ (9) 項イ <u>(16) 項イ</u> <u>(16の2) 項</u> <u>(16の3) 項</u>	(16) 項イ、(16の2) 項及び(16の3) 項については、(2) 項ニ、(5) 項イ並びに(6) 項イ及びハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるもの)が面積に関係なく消防機関による検査を受けなければならない防火対象物に変更されました。	延べ面積300㎡以上	(1) 項 (2) 項イ～ハ (3) 項 (4) 項 (6) 項イ* (6) 項ハ* (6) 項ニ (9) 項イ (16) 項イ* (16の2) 項* (16の3) 項*
		(6) 項ロの用途に供される部分が存するものを除く。		* 上欄の②及び③に掲げるものを除く。

消防機関へ通報する火災報知設備に関する基準の見直し

【平成27年4月1日施行】

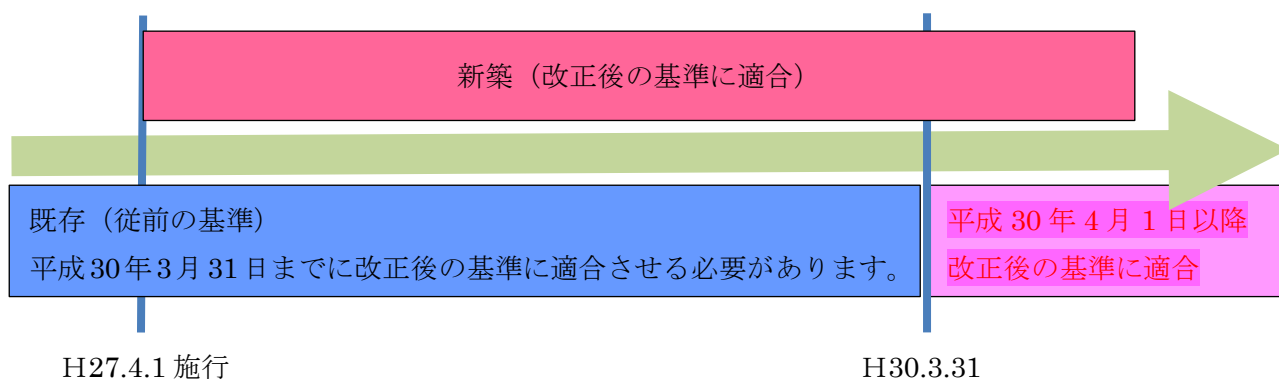
- (1) 令別表第1(6)項口又は(6)項口部分が存するものに設ける消防機関へ通報する火災報知設備は、自動火災報知設備の感知器と連動して起動(これを直接通報といいます。)するものとされました。



直接通報としない対象物	
令別表第1	(6) 項口 (16) 項イ (特定複合用途) (16の2) 項 (地下街) (16の3) (準地下街)
	((6) 項口の用途に供される部分が存するものに限りです。)

自動火災報知設備の受信機及び消防機関へ通報する火災報知設備が防災センター(常時人がいるものに限りです。)に設置されるものにあつては、この限りではありません。

- (2) 経過措置 平成30年3月31日までは、従前の例によります。



特定小規模施設省令に関する改正 【平成27年4月1日施行】

令別表第1(5)項イ、(6)項イ及びハ(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)並びにこれらの用途に供される部分が存する(16)項イに掲げる防火対象物における自動火災報知設備の設置に義務化に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる施設の対象が追加されました。

特定小規模施設として特定小規模施設用自動火災報知設備を用いることができる防火対象物

現行	改正内容	改正後
延べ面積300㎡未満 (特定一階段等防火対象物を除く。)		延べ面積300㎡未満 (特定一階段等防火対象物を除く。)
(2)項ニ (6)項ロ (16)項イで上記の用途に供される部分が存するもの	(5)項イ、(6)項イ及びハ(*利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)、(16)項イで上記の用途に供される部分が存するものが追加されました。	(2)項ニ <u>(5)項イ</u> <u>(6)項イ(*)</u> (6)項ロ <u>(6)項ハ(*)</u> <u>(16)項イ</u> で上記の用途に供される部分が存するもの



【問い合わせ先】

富士五湖消防本部 予防課 0555-22-4501
 富士吉田消防署
 予防係 0555-23-0119
 河口湖消防署
 予防係 0555-72-0119